

義務化されたインターンシップ制度の概要と実施手順

1. インターンシップ制度の概要

2026 年 6 月 1 日より、マレーシア政府によって義務化されたインターンシップ制度が本格的に運用を開始した。マレーシア人若年層の雇用促進や、将来的な労働力育成を目的とした政策で、2025 年 2 月から試験導入が進められていた。人材開発公社 TalentCorp の [FAQ](#) によると、インターンシップの義務化の対象となるのは以下の機関から雇用パス（EP）を取得した会社である。

- Malaysia Expatriate Services Centre (MyXpats)
- Malaysian Digital Economy Corporation (MDEC)
- Malaysian Investment Development Authority (MIDA)
- Iskandar Regional Development Authority (IRDA) Corporation

2026 年 6 月 1 日以降、発給を受けた雇用パスについて、人材開発公社 TalentCorp よりインターンシップに関する通知を受けるが、この通知を受けてから 12 カ月の間にインターン生を受け入れなければならない。

雇用パスのカテゴリーごとに取得者数に応じたインターン生の雇用比率は原則、以下の通り。

カテゴリー I – 1 : 3

カテゴリー II – 1 : 2

カテゴリー III – 1 : 1

インターン生の受け入れ人数は、総従業員数の 2% を上限とすることが可能であるが、そのためには、アピール申請を行い、許可を得なければならない。総従業員 50 名未満の会社における 2% は 1 名にも満たないが、そのような場合は切り上げで最低 1 名のインターン生の受け入れを求めている。

2. インターンシップの実施手順は以下の通り。

- ① 2026 年 6 月 1 日以降に雇用パスの発給を得た会社は、Mynext ([mynext | Company](#)) への登録に関する通知メールが送られる。
- ② 会社は、Mynext 内にある「1:3 Internship Policy Login」のタブ からログインし Mynext に登録を行う。
- ③ Mynext のポータル内にある MySIP のページからインターン生への募集、受け入れを実施する。
- ④ インターンシップの実施後、インターン生及び会社は、それぞれ評価を提出する。その後、TalentCorp より Letter of endorsement が発行される。
- ⑤ 会社はこの Letter of endorsement をもって、インターンシップに関わった費用支出について税務上、二重控除が受けられる。

手続きの流れは下記サイトを参照されたい。

[National Structured Internship Programme \(MySIP\)](#)

インターンシップの実施に当たっては、下記事項を満たす必要がある。

- 体系づけられた質の高い研修内容でなければならない。
- 少なくとも 10 週間の期間行う。
- ディプロマレベルの学生には最低 RM500/月、大卒以上の学生には最低 RM600/月の支払いが必要。

3. インターンシップの免除対象

下記の会社は本制度の実施から免除されているが、免除は自動的に受けられるのではなく、Mynext を通じて免除申請を行う必要がある。

- a. 事業開始から 2 年未満の新会社
- b. MIDA より認可を受けている地域事務所（Regional Office）、駐在員事務所（Representative Office）
- c. デジタル、エネルギー関連の重要セクターで税免除を受けている会社
- d. トライアル期間中のフィードバックにより所轄の審査会より免除対象になるとされたケース。
例えば、会社の操業開始に 2 年以上を要するような会社の場合、考慮されるとのことである。

4. 制度の実施状況

各社が MyNext のプラットフォームを通じてインターン生の受け入れを行うことにより、当局である TalentCorp は各社の実施状況が把握できる。この実施状況については、システム統合によって雇用パスの審査機関である ESD、MDEC、MIDA、IRDA に共有される。インターンシップを実施しないことによるペナルティは課されないとのことであるが、TalenCorp によれば、次の雇用パス申請の際、考慮される可能性があるとのこと。

しかしながら、2026 年 7 月現在、MyNext のシステムは MDEC、MIDA、IRDA のシステムとの統合は完了していない。また MyNext のシステム自体も十分には機能しておらず、不具合が生じているようであるが、当局もそれを認識しており、対応にあたっている模様。

以上

プラットフォームコーディネーター・ミニレポート

「雇用パス申請における最低給与改定およびインターンシップ実施の現状」

(2026 年 7 月)

○作成：ジェトロ・クアラルンプール事務所

○執筆：プラットフォーム・コーディネーター 竹ノ山千津子

【報告書の利用についての注意・免責事項】本調査レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）クアラルンプール事務所が竹ノ山千津子コーディネーターに作成委託し、2026 年 7 月に入手した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本調査レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及びサービスの有用性の確認は、読者の責任と判断で行うものとし、ジェトロは一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロが係る損害の可能性を知らされていても同様とします。